

フォークリフト G E N E O - R 売払い

一般競争入札

入札説明書

令和8年10月

秋田県藤里町観光交流課

この入札説明書は、フォークリフト売払いについて、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

秋田県山本郡藤里町長 佐々木 文明

2 入札業務の概要

- （１） 件 名 フォークリフト売払い
- （２） 業務概要 別紙仕様書のとおり
- （３） 履行期間 契約日から令和８年１２月２５日（金）まで
- （４） 最低落札価格 ８８,０００円（税込）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たし、入札参加資格の確認を受けた者であること。

- （１） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２） 本件売払い物件を適正に取り扱い、自己の責任において搬出及び運搬等を行うことができる者であること。
- （３） 法人又は個人であって、適正な事業活動を行っている者であること。
- （４） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （５） 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- （６） 申込者は本件売払い物件について、経年劣化、錆、傷その他の不具合等があることを了承し、現状有姿での売却であることに了承した上で申し込むこと。

4 売払い車両確認日時

令和８年１０月１９日（月）～令和８年１０月２６日（月）

平日のみ 午前１０時～午後１６時 事前連絡必須

所在：秋田県山本郡藤里町藤琴分作２８（白神山水の館）

※担当者立ち合いのもと実施するため必ず事前連絡をお願いいたします。

5 入札参加申込書

- （１） 入札参加申込は、藤里町一般競争入札参加申込書（様式１）に係る書類を添え申し込みする。

- ・ 申込期限は、令和 8 年 1 0 月 2 6 日（月）午後 3 時（必着）とする。
- ・ 入札参加申込提出先

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴 8 番地
藤里町観光交流課 商工物産係

（2）入札参加申込書には次の書類を添付するものとする。

- ・ 会社概要（任意様式による）
- ・ 過去 2 年間の町、国又は他の地方公共団体との契約実績（任意様式による）

6 入札に関する事項

（1）入札の日時

入札参加者は、下記の期日までに（3）に従い提出をすること。

開札については、下記日時に発注者の職員が行う。

- ・ 日時：令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）午後 3 時

開札は入札参加者その他の関係者の立ち合いを求めません。

（2）入札保証金

ア 入札者は入札保証金として入札金額の 1 0 0 分の 5 以上の額を入札前に納付しなければならない。ただし、藤里町財務規則第 1 0 4 条第 1 項各号に該当する場合は、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。

イ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは藤里町に帰属する。

（3）入札方法

ア 入札は、「入札書」（様式 2）により本人またはその代理人が行うものとする。
ただし、代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」（様式 3）を提出するものとする。

イ 入札参加者は、消費税及び地方消費税含む金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載したものを郵送または持参すること。

- ・ 企業商号または名称及び代表者氏名
- ・ フォークリフト売払い 入札書在中

エ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換えまたは撤回することができない。

オ 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が町で定めた最低落札価格以上で、かつ最高の金額をもって入札した者を落札者としします。該当する者が 2 者以上いる場合は、くじ引きにより決定します。

(4) 入札の無効

入札の参加資格確認において虚偽の申請を行った者の入札並びに次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札。

イ 委任状を持参しない代理人のした入札。

ウ 記名押印をしていない入札。

エ 金額を訂正した入札。

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札。

カ 明らかに連名によると認められる入札。

キ 同一の入札について他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。

ク その他入札に関する条件に違反した入札。

(5) 入札の不参加

入札資格を有すると認められた者が入札に参加しない場合は、入札辞退届（様式4）を、藤里町観光交流課商工物産係に直接持参、または郵送（開札日前日までに到着したものに限る。）すること。

これにより入札に参加しなかった者は、以降の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

(6) 入札または開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札参加者の負担とする。

7 苦情申し立て

(1) 入札参加申込書を提出した者のうち当該入札に参加できなかった者に対して、参加できなかった旨及び参加できなかった理由（以下「非参加理由」という。）を、書面で通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により説明を求めることができる。

(3) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に藤里町長に対して、

書面により、非落札理由についての説明を求めることができる。

(4) (2) 及び (3) の受付窓口及び受付時間は次のとおりとする。

・ 受付窓口：藤里町観光交流課商工物産係

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地

TEL 0185-79-2115

FAX 0185-79-2116

・ 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで。

(5) (2) の非参加理由及び (3) 非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

(2) 契約締結の決定

落札者は契約書に記名押印し、落札通知を受けた5日以内に契約するものとする。

ただし、議会の議決を要する場合においては、議会において可決された旨の通知日から5日以内とする。

(3) 契約保証金

ア 契約者は契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、藤里町財務規則第123条第1項各号に該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

イ 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは藤里町に帰属する。

9 契約変更の取扱い

契約締結後、天災地変その他の不可抗力、関係法令の改正、その他やむを得ない事由により、契約内容の変更が必要になった場合は、売主及び買受人が協議の上、必要な変更を行うものとする。

10 実施上の留意事項

(1) 入札に係る費用は、入札者の負担とする。

(2) 質問にあたっては、質疑応答書（様式5）に基づき、電子メールまたはファックスで受け付ける。

- ・ 質問受付期限：令和 8 年 1 0 月 2 6 日（月）午後 3 時まで
- ・ 問い合わせ先

秋田県藤里町観光交流課商工物産係

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴 8 番地

電 話 0185-79-2115

F A X 0185-79-2116

電子メール kankou@town.fujiasto.lg.jp

なお、質問に対する回答については、質問事項と回答事項を取りまとめた上、
令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水）までに入札参加予定者へ返答する。